

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

衛生環境激変対策特別貸付について(周知方依頼)

衛生環境激変対策特別貸付制度要綱(平成20年10月1日付け健発第1001001号厚生労働省健康局長通知)(以下「要綱」という。)の2に掲げる制度の適用を下記により発動することとしたので、この旨ご了知の上、貴管下団体等に対する周知・指導方よろしくをお願いします。

記

1 衛生環境激変の事由

新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、飲食店営業者、喫茶店営業者、旅館業営業者の売上が減少し経営に深刻な影響が見込まれることから、衛生環境激変対策特別貸付制度の適用の発動を株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)に指示したものである。

2 貸付対象

令和2年財務省・厚生労働省告示第1号により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)により、衛生水準の維持向上に著しい支障が生じている食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により許可を受けて営む同法第51条に規定する営業のうち飲食店営業、喫茶店営業並びに旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者(以下「飲食店営業者、喫茶店営業者、旅館業営業者」という。)であって、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来していると認められるもので、かつ、要綱3の(1)及び(2)の要件を満たすものであること。なお、新型コロナウイルス感染症により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしていることについては、飲食店営業者、喫茶店営業者、旅館業営業者において作成する別添「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」を公庫へ提出させるものとする。

3 取扱期間

令和2年2月21日から同年8月31日までとする。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

衛生環境激変対策特別貸付について（周知方依頼）

標記については、令和2年2月14日付け生食発0214第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知により各都道府県知事あて通知されたところであるが、下記の事項にご留意の上、周知等よろしく申し上げます。

記

1 貸付対象の確認

新型コロナウイルス感染症の発生による影響について、別添「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が確認を行うので、申込時に添付すること。また、衛生環境激変対策特別貸付制度要綱（平成20年10月1日健発第1001001号）3の要件についても、公庫において確認を行うものであること。

2 振興事業に係る資金証明書について

振興計画に基づく事業を実施している者については、貸付利率が特別利率③となるので、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」を添付すること。なお、本制度は、振興事業中断者に係る特別利率解除の対象となる貸付制度ではないものであること。

3 その他

本制度を申し込む際、振興計画に基づく事業を実施していない者については、都道府県知事の推薦書は不要であること。